

令和8年度弘前市景観阻害屋外広告物等除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、弘前城下町の歴史的風致を活かした魅力ある街並み景観の形成を図ることにより、市民や観光客が訪れたい魅力あるまちづくりを推進するため、市が定める街なみ環境整備促進区域及び街なみ環境整備事業地区における、景観を阻害する屋外広告物等の全部又は一部を除却する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、令和8年度予算の範囲内において、弘前市景観阻害屋外広告物等除却事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 屋外広告物等 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件で、弘前市屋外広告物条例（平成24年弘前市条例第16号）第7条、第10条第5項、第12条第3項若しくは第13条第1項による許可を受けているもの又は同条例第10条第2項第1号若しくは第2号に規定するものをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、屋外広告物等の所有者又は管理者とする。ただし、納付又は納入をすべき市税等を滞納し、又は納入していない者を除く。

2 前項の市税等とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 申請者（補助金の交付を申請する者をいう。以下同じ。）が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税
- (2) 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料
- (3) 申請者が特別徴収義務者である場合 納税者から徴収した市県民税、入湯税及び宿泊税

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、屋外広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る工事費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、屋外広告物等1件の除却につき、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）又は100,000円のいずれか少ない額とする。

（交付申請）

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度弘前市景観阻害屋外広告物等除却事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 位置図
- (4) 配置図（屋外広告物等の位置を明示したもの）
- (5) 補助事業内容が分かる仕様書及び図面
- (6) 工事見積書
- (7) 現況写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和8年12月28日とする。

5 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市景観阻害屋外広告物等除却事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市景観阻害屋外広

告物等除却事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度弘前市景観阻害屋外広告物等除却事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日とする。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和8年度弘前市景観阻害屋外広告物等除却事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度弘前市景観阻害屋外広告物等除却事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (5) 工事完了写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度弘前市景観阻害屋外広告物等除却事業費補助金交付額確定通知書（様式第12号）とする。

（補助金の請求等）

第13条 補助金の請求は、令和8年度弘前市景観阻害屋外広告物等除却事業費補助金請求書（様式第13号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。